

# 栃木県道路位置指定取扱い基準

制定 平成9年1月1日  
最終改正 令和6年3月26日

この基準は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定を行うことについて、その申請手続き、指定基準等を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

## I 申請手続き

### 1 提出書類等

#### (1) 提出書類

申請書、申請図面、添付図書

#### (2) 提出部数

原則として正本1部、副本3部を所管する市役所又は町役場へ書面で提出する。

### 2 申請書

#### (1) 申請様式

建築基準法施行細則第16条に規定する「別記様式第6号（第16条関係）」による。

#### (2) 記載方法

ア 敷地の地名地番の欄 道路となる土地の地名地番を記入する。

イ 関係土地地名地番の欄 指定を受ける道路を利用する敷地の地名地番を記入する。

ウ 利用名の欄 関係土地の利用名を記入する。（例：「宅地」）

### 3 申請図面

#### (1) 様式

ア 別添の道路位置指定（指定・変更・廃止）申請図を用いる。

イ 道路の幅員及び延長は各幅員別に延長を記入する。

ウ 道路面積、関係土地面積及び合計開発面積を記入する。

#### (2) 付近見取図

ア 縮尺は1/3000程度とする。

イ 方位は原則として図面の上方を北とする。

ウ 指定を受けようとする道路及び目標となる地物の状況を明確に記入する。

#### (3) 地籍図

ア 縮尺は1/100～1/600程度とする。

イ 方位は原則として図面の上方を北とし、付近見取図の方位と一致させる。

ウ 原則として、位置指定道路となる土地は分筆をする。

エ 地番界は申請図中の凡例により記入する。

オ 道路となる土地の所有者並びに土地、土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名を記入する。

カ 土地の地目、地番を記入する。

キ 道路となる土地内の工作物、赤道及び水路等の位置を記入する。

#### (4) 構造図

ア 横断面図

縮尺は1/50程度とし、側溝の種類、寸法、境界杭の位置、道路の幅員及構造等を記入する。

イ 縦断面図

道路の縦方向に高低差のある場合は必要に応じて高低差及び勾配等を記入する。

(5) 承諾書の欄

【土地所有者・権利者の欄】

- ア 権利別の欄  
道路区域内の土地又はその土地内にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の権利内容を記入する。
- イ 道路となる土地の地名地番の欄  
道路区域内の土地の地名地番を記入する。  
権利者がその土地を共同所有としている場合には別々に記入する。
- ウ 土地所有者・権利者 住所・氏名・印の欄  
権利別に、現住所、氏名を記入し実印（正本、副本とも）を押印する。

【管理者の欄】

- ア 道路となる土地の地名地番の欄  
道路区域内の土地の地名地番を記入する。
- イ 管理者 住所・氏名・印の欄  
現住所、氏名を記入し実印（正本、副本とも）を押印する。

(6) 備考の欄

本申請に関して特記すべき事項を記入する。

4 添付書類

(1) 登記事項証明書

承諾を有する土地、建物全ての登記事項証明書を添付する。（申請の日から3ヶ月以内に交付を受けたもの。）

(2) 印鑑証明書

3（5）の承諾書の欄に記載したすべての所有者、権利者・管理者の印鑑証明書を添付すること。（申請の日から3ヶ月以内に交付を受けたもの。）

(3) 委任状

申請には原則として申請代理人を必要とし、申請者は申請代理人に対して委任するものとする。  
代理人に必要な資格は、建築士又は行政書士とする。

(4) 公図（不動産登記法第14条の規定に基づく地図、地図に準ずる図面、以下同じ。）の写し

- ア 登記官の証明印があるものの写しを添付する。
- イ 指定道路の位置を公図の写しに記入する。

(5) 住民票

指定道路となる土地の所有者、権利者及び管理者の住所が印鑑証明書、土地登記簿謄本及び承諾書と相違する場合、同一本人であることを証明するために添付する。

(6) 承諾書

- ア 指定道路となる土地の所有者、権利者及び管理者の承諾書を添付する。
- イ 承諾書の様式は、原則として、申請図中の承諾欄を用いる。
- ウ 指定道路となる土地の所有者又は権利者が死亡等により不在で、いまだ登記簿上権利の移転がなされていない場合には、その土地を相続する権利がある者全員の承諾書を添付する。
- エ 指定道路となる土地に抵当権等が設定されている場合には抵当権等を抹消してから申請する。ただし抵当権者等の承諾がある場合にはこの限りでない。

(7) その他

次のアからウに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める書類を添付する。

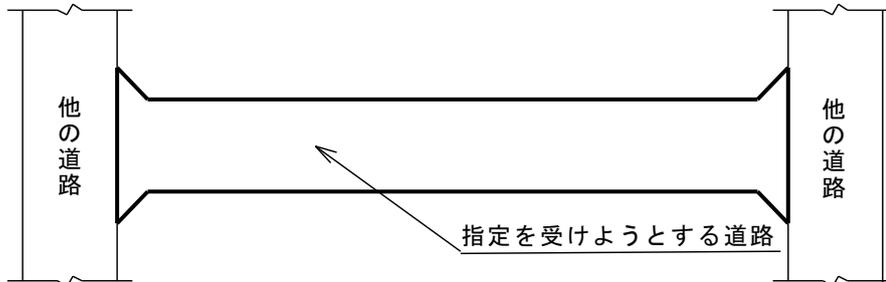
- ア 指定道路となる土地が公有地（道路敷、水路敷等）を含む場合 その占有許可書の写し
- イ 指定道路となる土地が農地を含む場合 農地転用許可書等の写し
- ウ 指定道路とその他の道路との境界が不明確な場合 道路境界証明書

## II 指定基準

### 1 道路の構造

#### (1) 接続道路

指定を受けようとする道路は、両端が他の道路（法第 42 条に規定する道路をいう。以下、この基準において同じ。）に接続していること。

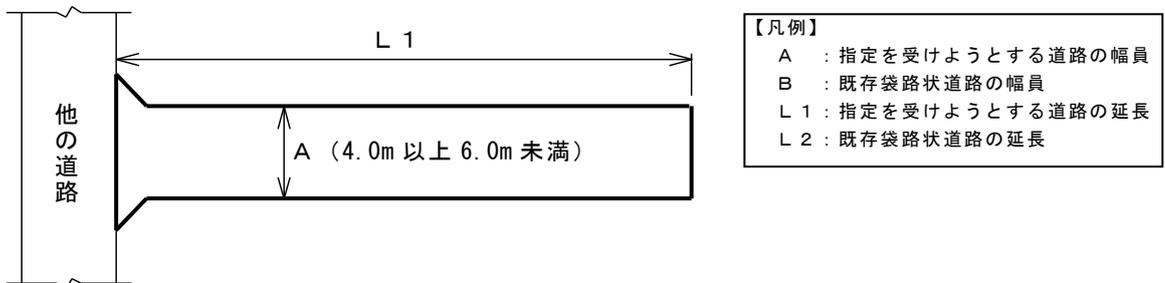


#### (2) 袋路状道路

指定を受けようとする道路が次のアからエまでのいずれかに該当する場合又はこれらに準ずる場合は、II 1 (1) の規定にかかわらず袋路状道路（その一端のみが他の道に接続したものをいう。以下この基準において同じ。）とすることができる。

ア 延長が 35m 以下である場合

(ア) 指定を受けようとする道路の幅員が 4 m 以上 6 m 未満で他の通り抜け道路に接続する場合には L 1 は 35m 以下とする。

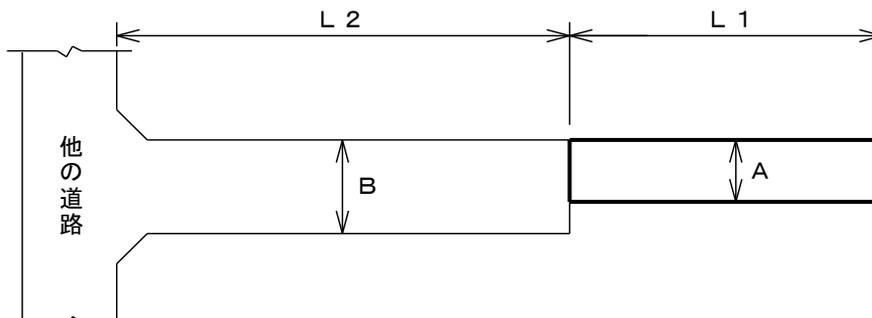


(イ) 既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する場合は、その既存道路部分を含んで他の道路までの延長が 35m 以下であること。

(例 1)

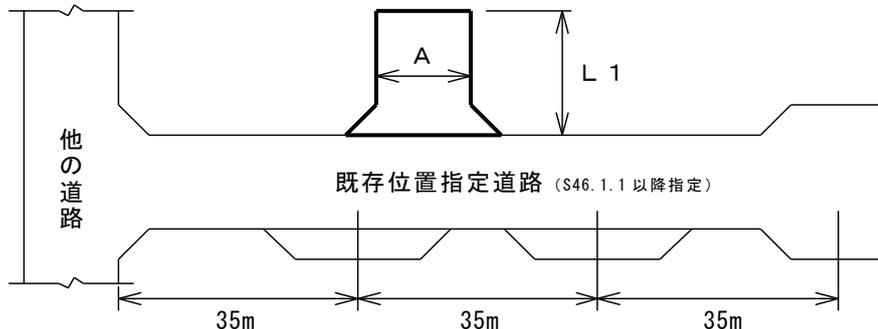
A、B が共に 4 m 以上 6 m 未満の場合には、 $L 1 + L 2$  を 35m 以下とする。

A が 4 m 以上 6 m 未満で B が 6 m 以上の場合には、L 1 を 35m 以下とする。



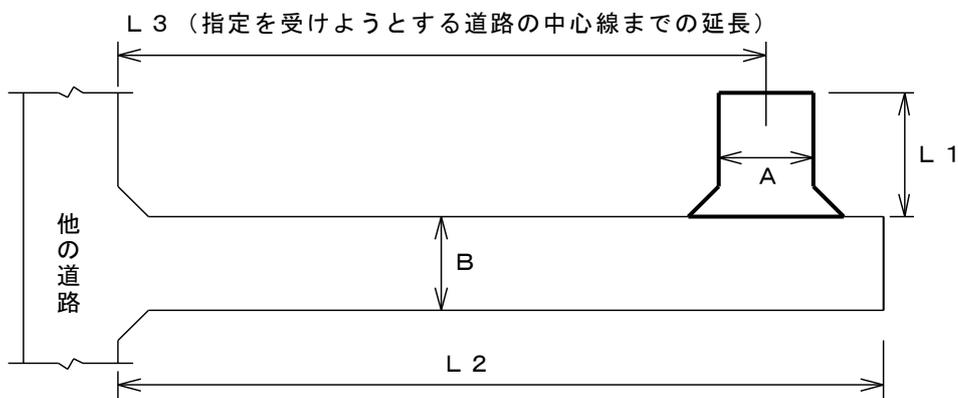
(例2)

Aが4m以上6m未満で昭和46年1月1日以降に道路位置指定を受けた袋路状道路  
(ただし、35mを超える場合に限る。)に接続する場合には、L1を35m以下とする。



(例3)

A、Bが共に4m以上6m未満で既存袋路状道路の終端に転回広場がない場合には、  
L1 + L3 (指定を受けようとする道路の中心線までの延長) を35m以下とする。



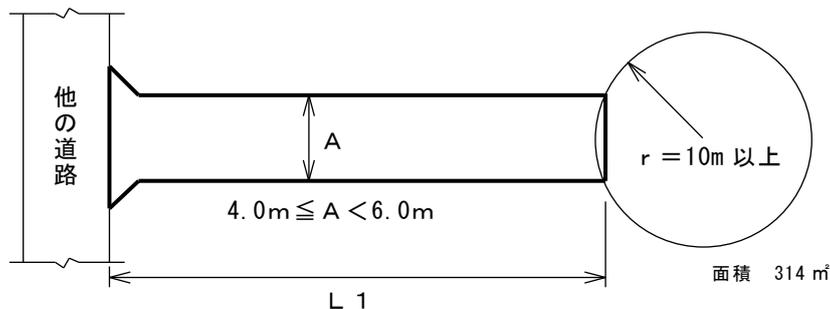
イ 終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

【公園、広場、その他これらに類するものの基準】

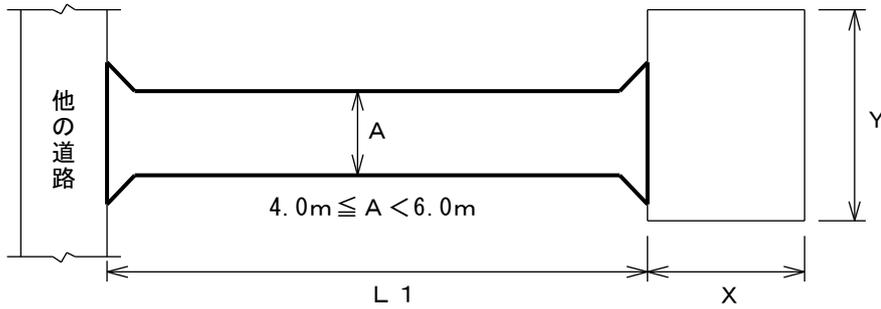
(ア) 半径10m以上の円

【凡例】

A : 指定を受けようとする道路の幅員  
L1 : 指定を受けようとする道路の延長



(イ) 面積が 300 m<sup>2</sup>以上かつ長辺が短辺の 1.5 倍以内の長方形



ウ 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに建設省告示 (S45. 12. 28 第 1837 号) で定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

(ア) 道に設ける自動車の転回広場に関する基準

- ・ 道の中心から水平距離が 2 m を超える区域内で小型四輪自動車のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- ・ 小型四輪自動車で最大なものが転回できる形状のものであること。

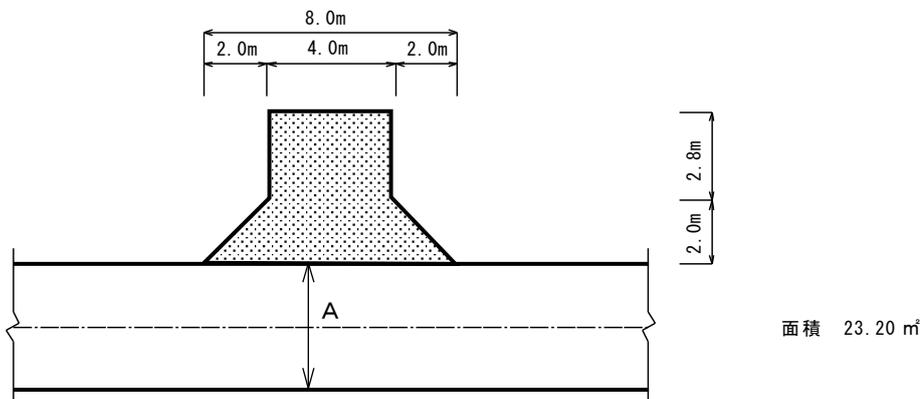
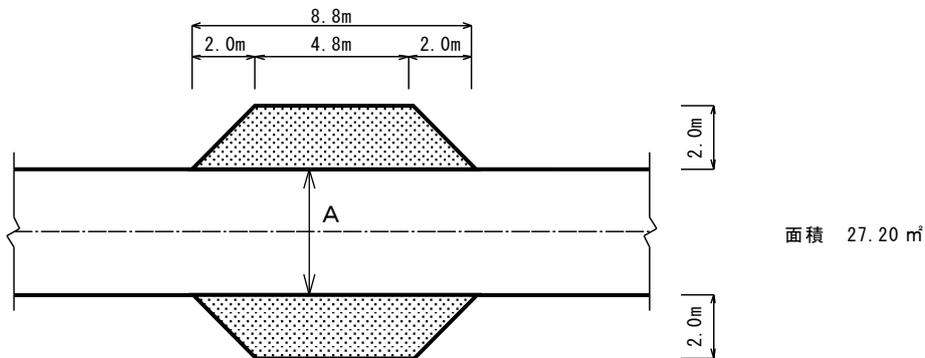
【小型四輪自動車の定義】

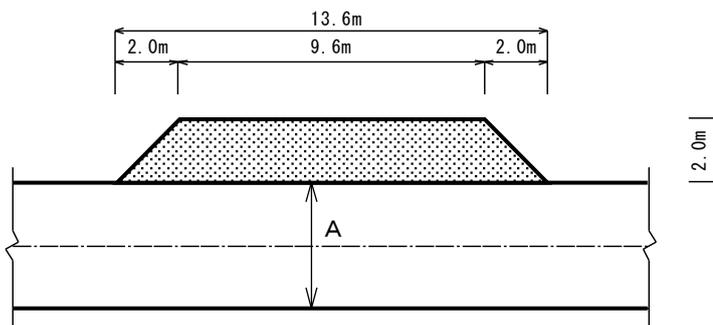
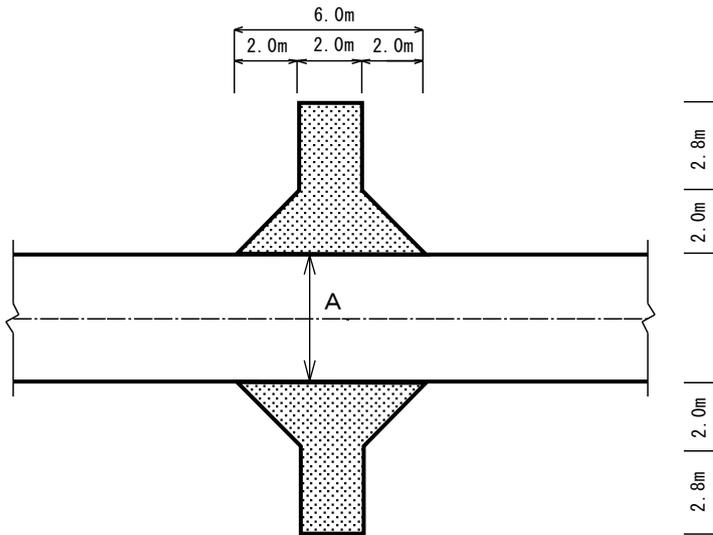
車体長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下

(例 1) 中間部に転回広場を設ける場合

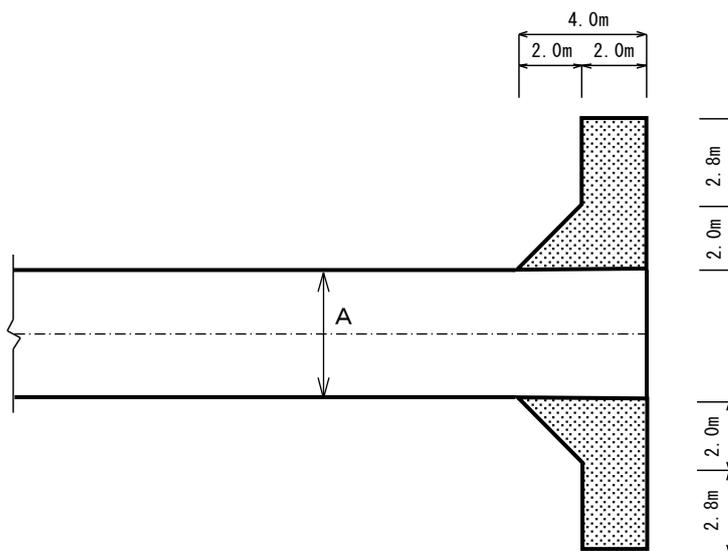
【凡例】

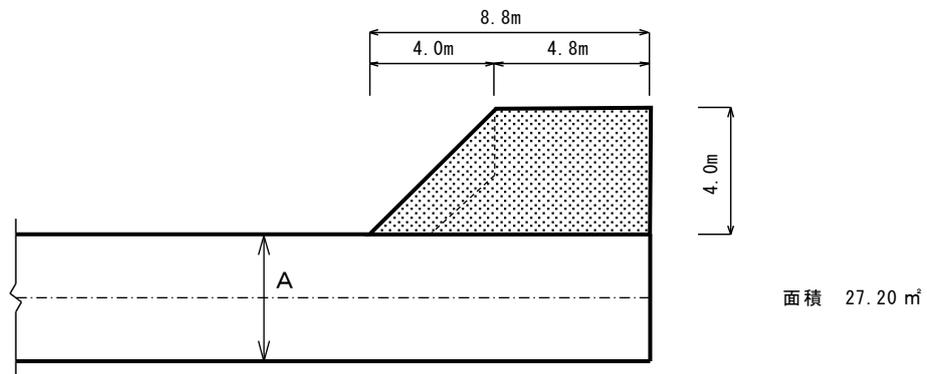
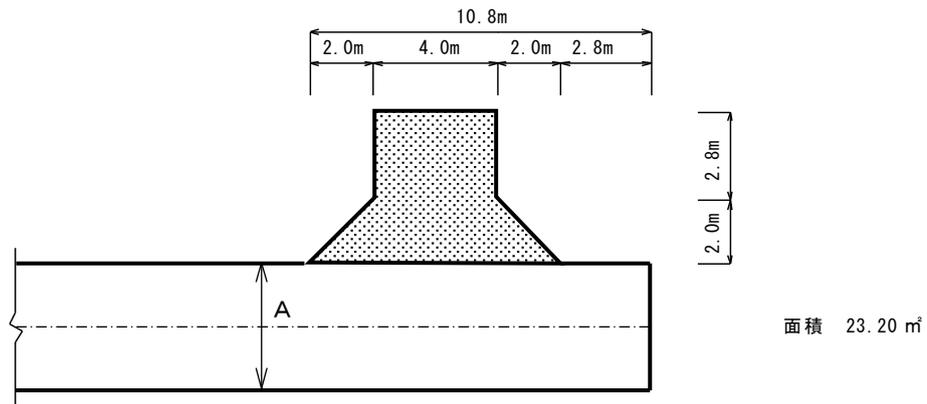
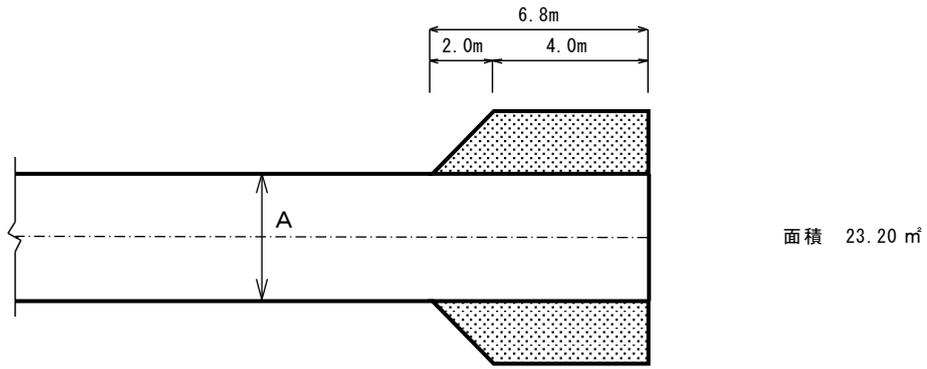
A : 指定を受けようとする道路の幅員





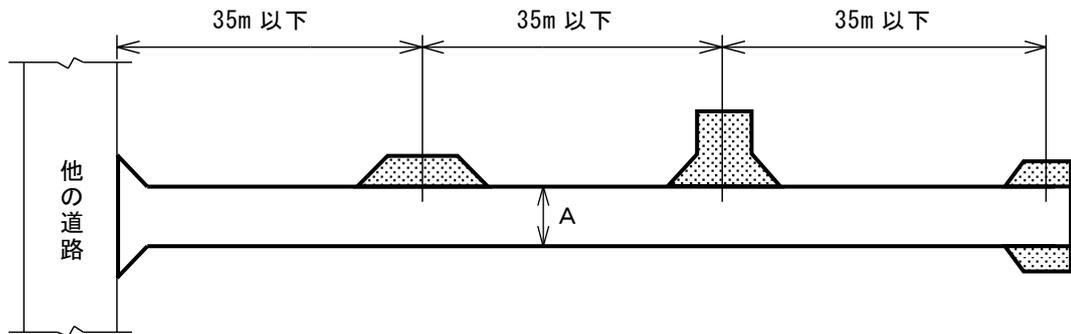
(例2) 終端部に転回広場を設ける場合



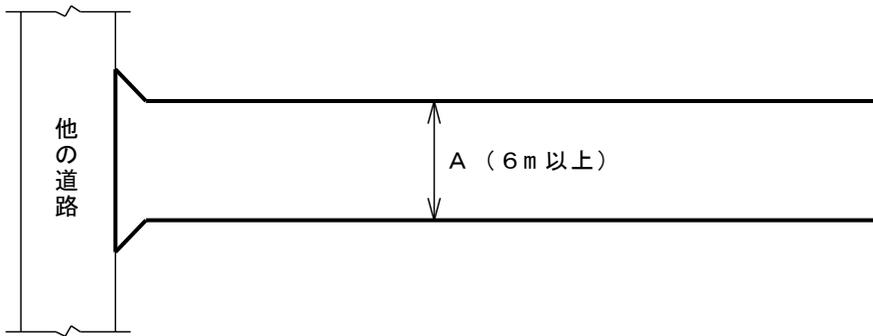


(イ) 区間 35m の算定方法

他の道路との接続点または自動車の転回広場の中心点を起算点とする。



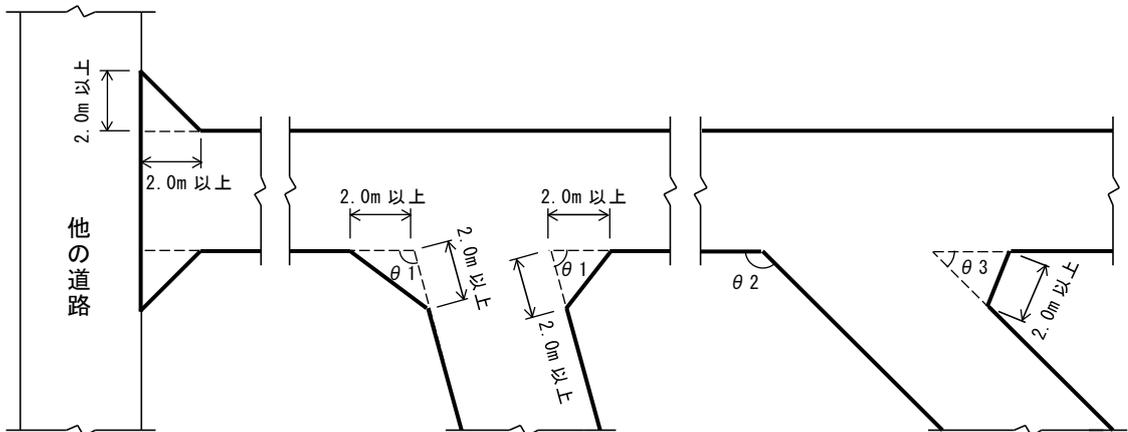
エ 幅員が6 m以上の場合



(3) 隅切り

内角  $120^\circ$  未満で交差、接続又は屈曲する部分には、隅切り（角地の隅角をはさむ辺の長さが2 m以上の二等辺三角形）を設けること。

ただし、周囲の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。



ア  $60^\circ < \theta 1 < 120^\circ$  の場合は、図示の隅切りが必要。

イ  $\theta 2 \geq 120^\circ$  の場合は、隅切り不要。

ウ  $\theta 3 \leq 60^\circ$  の場合は、二等辺三角形の底辺が原則として2 m以上となる隅切りが必要。

(4) 道路表面の仕上げ

砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

(5) 縦断勾配

ア 勾配は12%以下とすること。



イ 階段状でないこと。

(6) 排水施設

指定を受ける道路には道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け、併せて道路の境界を明確にすること。

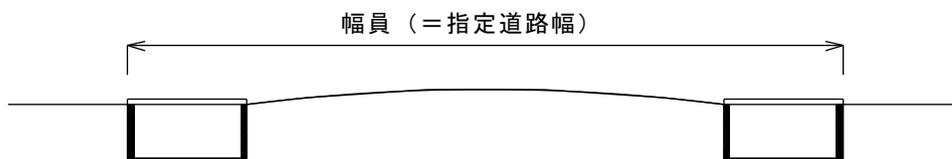
路面排水は、水路や側溝に放流するか、浸透施設等により適切に処理すること。ただし、周囲の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

## 2 幅員の測定方法

幅員は、一般交通の用に供される道路の部分の幅をいう。

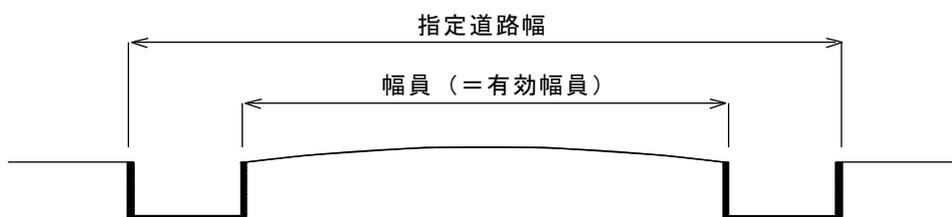
指定道路幅は、指定を受ける道路の幅をいう。

(例1) U字溝を設置しフタがある場合

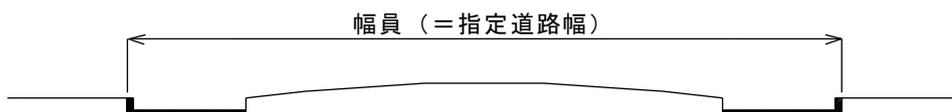


(例2) U字溝を設置しフタがない場合

この場合、有効幅員は4 m以上の幅が必要である。また、指定道路幅に基づきⅡの基準を満足させること。



(例3) L字溝を設置した場合



### Ⅲ 変更・廃止の取扱い

#### 1 変更申請の取扱い

指定道路に以下の変更を行う場合には、原則として変更申請を行う。

- ・位置指定道路の全部又は一部について、幅員を増やす場合
- ・転回広場を築造する場合

#### 2 廃止申請の取扱い

指定道路に以下の変更を行う場合には、原則として廃止申請を行う。

- ・位置指定道路の全部（又は一部）を指定から外す場合
- ・位置指定道路の幅員を減らす場合

#### 3 変更・廃止に伴う承諾について

指定道路の変更又は廃止を行う場合は、変更・廃止となる指定道路の所有者、権利者及び管理者並びに建築基準法に定める道路に接道させることができなくなる土地の所有者、権利者の承諾を受けていることと。

#### 4 その他

建築基準法に適合させることができなくなる土地がある指定道路の部分は変更又は廃止することはできない。

附 則

この取扱い基準は、平成9年1月1日から適用するものとする。

附 則

この取扱い基準は、平成30年9月25日から適用するものとする。

附 則

この取扱い基準は、令和6年3月26日から適用するものとする。